

砂利採取計画認可申請要領

1 趣旨

この要領は、「砂利採取計画認可事務取扱要綱」に基づく砂利の採取計画の認可に関する取扱いについて必要なことを定める。

2 定義

(1) 砂利

粒径が300ミリメートル以内のもので、その形状が丸みを帯びたものをいう。

(2) 採取場

岩石および砂利の採取を行う場所をいう。ただし、砂利の洗浄のみを行う施設は、採取場に含めるものとする。

3 認可申請書および添付書類

(1) 認可申請書および添付書類の大きさは、日本工業規格A4版とし、表紙およびインデックスをつけるものとする。

(2) 認可申請書の添付書類は、別表第1および別表第2（認可申請）の左欄に掲げる書類とし、それぞれ同表右欄に掲げる要件等を具備したものとする。

(3) 変更認可申請書の添付書類は、別表第3および別表第4（変更認可申請）の左欄に掲げる書類とし、それぞれ同表右欄に掲げる要件等を具備したものとする。

(4) 添付図面には表題欄を設け、必要事項を記入し、折り畳んで袋に入れるものとする。

4 提出部数

(1) 正本1部

(2) 副本1部

ただし、副本にあっては、採取場が2以上の市町の区域にまたがるときは、その市町の数を加えた部数とする。

5 提出期限

(1) 認可申請書

採取計画の認可を受けようとする者は、次に記載した日の60日前までに提出するものとする。

① 新規に採取を行う採取場

採取場において準備作業に着手する日（標識設置、伐採等）

② 従前の認可を更新して採取を行う採取場

従前の認可期限の最後の日

(2) 変更認可申請書

採取計画の変更認可を受けようとする者は、次に記載した日の50日前までに提出するものとする。

① 要領9の(1)および(2)に定める変更を行う採取場

変更に伴う準備作業に着手する日

② 要領9の(3)に定める期間の延長を行う採取場

従前の認可期限の最後の日

6 提出先

申請書および報告書は、竜王町担当課に提出することとする。

ただし、採取場が2以上の市町の区域にまたがるときは、採取場が所在する市町に提出する。

7 認可申請に係る採取の期間

(1) 採取の期間は、別表第5により決定するものとする。

(2) 他の法令による許認可が必要で、当該許認可の期間が別表第5による期間より短いときは、その短い期間を採取の期間とする。

8 採取場の区域

(1) 採取場の区域は、原則として同一敷地内に存する次の各号に掲げる箇所等の区域を含んだものとする。

① 採取区域

② 保全区域

③ 積込箇所

④ たい積箇所

⑤ 機械設備設置箇所

⑥ 洗車施設

⑦ 沈殿池、沈砂池および調整池

- ⑧ 排水施設
- ⑨ 公道までの進入路(ただし、町長が必要でないとは認めるときは除く。)
- ⑩ 現場事務所
- ⑪ 上記各号の箇所と一体の機能を有しているもので、町長が区域に含めるのが適当と認めた箇所

(2) 砂利の洗浄のみにおける採取場の区域は、前項に規定する区域のうち採取区域を除いたものとする。

9 変更認可に該当する行為

(1) 認可期間中における次の行為

- ① 砂利の種類を変更する場合
- ② 新たに機械設備を設置する場合
- ③ 新たに火薬を使用する等採取方法を変更する場合
- ④ 要領8の各号に掲げる箇所の位置を変更する場合
- ⑤ その他町長が変更認可が適当と認めた場合

(2) 認可を受けた採取場の面積または採取量が、増加する場合(2割以内)

(3) 採取計画を変更せずに採取の期間を1年以内延長する場合

(4) (2)および(3)の変更は、それぞれ1回のみ認められるものとする。

10 認可申請書の取下げ

認可および変更認可申請書を提出後、何らかの事情で申請の必要性がなくなった者は、速やかに申請書の取下げ願書(様式第12号)を、提出しなければならない。

11 報告

認可を受けた者は、別表第6の左欄に掲げる事由に該当するときは、それぞれ同表中欄に掲げる報告書をそれぞれ同表右欄に掲げる期限までに提出しなければならない。

付 則

- 1 この要領は、平成22年3月19日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年12月2日から施行する。